

## 国有林野事業特別会計に係る入札・契約手続等の改善に関する 具体的対応について（抄）

〔平成6年6月23日 6林野管第108号〕  
〔林野庁長官より各営林(支)局長等あて〕  
〔最終改正〕平成19年7月30日 19林国管第41号

### X 予算決算及び会計令第85条の基準及び同基準の取扱いについて

#### 第1 趣 旨

国有林野事業特別会計においては、工事契約等についての的確な履行を図る観点から、契約内容に適合した履行がされないおそれがあるため、最低価格の入札者を落札者とし不在の場合の基準及び調査に関する運用等は、次によるものとする。

#### 第2 基 準

国有林野事業特別会計に係る工事又は製造その他の請負契約で、一契約に係る予定価格が1千万円を超えるものについての予決令第85条（同令第98条において準用する場合を含む。）に規定する相手方となるべき者の申込価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、次の各号のいずれかによるものとする。

- 1 工事の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに3分の2から10分の8.5の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合
- 2 製造その他の請負契約（「競争参加者選定事務取扱要領の制定について」（平成13年4月16日付け12林国管第73号林野庁長官通達）別表1の2測量・建設コンサルタント等契約の業種の区分1から7までに掲げる業種に係る契約（以下「特定測量・建設コンサルタント等契約」という。）を除く。）については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに予定価格に10分の6を乗じて得た金額に満たない場合

#### 第3 本基準の運用の基本方針

- 1 本基準は、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準を定めたものであり、本基準に該当する場合には、落札の決定を保留し、契約担当官等が予決令第86条の調査を行うものとする。
- 2 本基準に該当する場合であっても、予決令第86条の調査の結果、当該申込

みに係る価格によって、当該契約の内容に適合した履行がされると認められた場合には、その者を落札者とするものとする。

3 予決令第86条の調査を具体的に判断するため、次の事項について調査を行うものとする。

- (1) 当該工事の請負又は製造その他の請負（特定測量・建設コンサルタント等契約を除く。）を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量及びそれらの調達等に関する事項の適否
- (2) 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否
- (3) 当該入札者の経営状態
- (4) その他必要な事項

#### 第4 本基準の運用

本基準を運用する場合、契約ごとに3分の2から10分の8.5の範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は次のとおりとする。

1 工事の請負契約ごとに3分の2から10分の8.5の範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5とし、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とする。

- (1) 直接工事費の額
- (2) 共通仮設費の額
- (3) 現場管理費相当額に5分の1を乗じて得た額

(注) 「現場管理費相当額」とは、治山・林道工事にあつては現場管理費の額、建築工事にあつては現場経費の額をいう。

また、「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」、「現場経費」の用語の定義については原則として、それぞれ次の要領の例によるものとする。

- ① 「国有林野土木事業における一般管理費等の取扱いについて」（昭和60年10月14日付け60林野業一第147号）
- ② 「治山事業設計書作成要領の一部改正について」（平成6年4月1日付け6林野治第1060号）
- ③ 「営繕工事積算要領について」（昭和45年4月1日付け45経第1550号）

2 特別なもの（予定価格算出の基礎が1の(1)～(3)区分されていない場合）については、1の算定方法に係わらず3分の2から10分の8.5の範囲内で適宜の割合とする。

3 製造その他の請負契約（特定測量・建設コンサルタント等契約を除く。）に係る調査基準価格の算定に当たっては、予定価格に10分の6を乗じて算出する。

4 予定価格調書への調査基準価格の記載

契約担当官等は、事務の適正な執行を確保するため、予決令第79条の「予定価格を記載した書面」の予定価格が記載された行の下に、本基準に基づく具体的金額を「(調査基準価格〇〇円)」と記載し、さらに当該調査基準価格に105分の100を乗じて得た金額を「(調査基準価格の100/105〇〇円)」と記載しておくものとする。